

第2予算審査特別委員会（第2日目）

H22. 3. 15(月)10:00~

第一委員会室

開 会 10:00

委員動静報告

委員長

全員出席。これより本日の会議を開く。

委員長

議案第7号 平成22年度滝川市下水道事業会計予算

大平部長

説明を求める。建設部長。

千葉室長

（議案第7号を説明する。）

委員長

（議案第7号の詳細を説明する。）

山口

説明が終わった。質疑はあるか。

① P385、業務の予定量について、水質改善下水道事業の場所が西1号通り線外、公共下水道事業の場所が東町406号となっているが、具体的にどのあたりの道路なのか伺う。

② P396に職員の給与明細などが出ているが、去年一般職が6人だったのがことしは4人になっている。次のページの級別職員数では5人となっているが、嘱託職員をやめたのか説明願う。

③ P405、他会計補助金の中に福祉料金補填分が含まれている。生活保護の該当者が毎年ふえてきているが、その辺の状況を加味した形で福祉料金の算定をしているのか伺う。

④ P413、水洗化普及促進費について、基本的に滝川市の水洗化の目標をどのあたりに置いているのか。平成22年度の目標がどれぐらいなのか伺う。

⑤ 下水道も古くなってきたものをかえなくてはならないが、長期的に見て大体何年ぐらいから何年ぐらいまでに交換のピークが来るのか伺う。

蜂矢主査

② P397に平成22年1月1日現在5名ということを出ているが、これは職員数ということで嘱託職員数は除いている。21年1月1日現在と22年1月1日現在ということでは5名体制となっている。

③ 福祉料金の補填で700万円ほど見込んでいる。昨年度の予算では福祉世帯は1万2,760世帯という延べ件数で見込んでおり、今年度は1万3,483世帯と伸びており、この分も考慮して水量的には大きく伸びないと思うが、700万円前後で見込んでいるところである。

千葉室長

⑤ 下水道の更新時期についてだが、滝川市の供用開始が昭和44年で、滝川市は管渠だけを行い、処理場は共同で動かしているので管渠の部分については50年と言われている。耐用年数未満でも随時処理しているが、おおむね40年から50年後に更新時期に入ってくることになる。処理場等については、共同運営しているので、更新は北海道が中心になって順次進めてきている。

尾崎副主幹

① 平成22年度の工事地区については、本町地区と栄町及び花月町地区を考えている。路線については、北3丁目通り線、南1丁目通り線、西1号通りから国道451号線の部分の横断、栄町空知町28号線を予定している。これは、合流改善の交付金の工事部分である。単独では東町406号線の170メートルの汚水管の整備工事が入る。これ以外については、今のところ具体的な路線は決まっていない。公共枿の新設工事ということで予定をしており、民間等の建築工事にあわせて汚水枿を新設するものなので、計画が出てきた段階でどこをやるかが決まることから、市内一円ということでは場所は特定されていない。

⑤ 管渠の更新について補足させていただく。昭和43年に公共下水道ということで認可を取っており、管渠の耐用年数は大体50年ということなので、2018年ぐらいから50年になってくことで、そのころから更新工事が入ってくると思う。大体8年後から入ってくるが、今のところは老朽化による陥没等の事故は年間1件程度で、悪いところは順次維持のほうで補修をしている状況である。具体的な管渠の更新は、大体8年後から取りかかることになるということである。

④ 水洗化の普及率は今93.3%で、普及促進と言われる事業はほとんど行っていない。あとは水洗化を進めていくということで、平成22年度の目標としては0.1%アップの93.4%としている。戸数ベースの普及率は、21年度においては96%で、これも0.1%アップの96.1%を目標として掲げている。

山 口

職員数は6人を4人にして賄っているということか、それとも臨時職員などを入れているのか伺う。

蜂矢主査

平成21年度の職員は、5人体制プラス嘱託職員1人を入れて6人、22年度については、職員3人に嘱託職員1人を入れて4人体制で臨む。

委員長

他に質疑はあるか。

渡 辺

① P387、例年あるような借換債が今年度はないようだがいかがか。

② P400、貸借対照表の金額が千円、千円と4段になっている理由を伺う。

③ P400、流動資産の未収金が9,300万円程度あるが、回収方法、回収率の最終的な見込みを伺う。

④ P401、固定負債と資本金のところの企業債の額が平成21年度よりふえていると思うが、理由を伺う。

蜂矢主査

① 今年度は借換債はない。

② 有形固定資産については、減価償却の方式が直接差し引きによる簡略化した表示ではなく、累計額で記入をする方式になっているので、このような書き方になっている。

③ 未収金9,303万6,000円の内訳だが、現年分の使用料が1,928万6,000円、滞納分が7,370万円ほどあるが、それぞれの収納率は公共下水道で10%ぐらい、個別排水で8%ぐらいと見込んでいる。分担金、負担金の部分についても大体10%前後で回収できるのではないかと見込んでいる。

④ 固定負債の企業債は平準化債や特別措置分といった建設改良にかかわる部分とは異なる部分の起債である。借入資本金の企業債は、補助事業や単独事業の建設事業にかかわる企業債である。昨年度に比べて増額しているが、固定負債はこの22年度で21年度の起債を予定しており、合計額が3億3,500万円ほどふえる形になっている。これは、特別措置分の企業債の借入があることと、平準化債の拡大分の借入が22年で3億6,000万円の予定である。建設改良の部分では、22年度については合流改善で6,900万円、単独事業で1,300万円、流域で5,050万円を予定しているので、起債の償還をしてもその分が増額するような形になる。

渡 辺

未収金回収の努力はわかるが、率が10%程度にとどまるということで、具体的な例というか、こういうことでどうしてもだめだという例を挙げていただきたい。

蜂矢主査

企業が倒産して、どうしても債務方と連絡が取れないといったケースがある。金額までは押さえていない。

- 委員 長
三 上
他に質疑はあるか。
- ① ディスポーザーは導入時に鳴り物入りで我々も期待していたが、普及という面ではさほど伸びていないようである。平成 22 年度にどのような取り組みをするのか伺う。
- ② P408、不納欠損を 970 万円ほど見込んでいるが、積算根拠を伺う。この会計に限らず不納欠損や未収金が出てくる。見込むのはいいが、そこにどれだけの努力をするのかが見えてこないなので、その分を含めて説明願う。
- 尾崎副主幹
① 平成 21 年度に滝川市において新設されたディスポーザーの基数は 5 基で、全体では今 70 基使用されている。18 年、19 年の条例施行後に比べるとかなり伸びが鈍ってきていることは事実で、22 年度については指定店を通じて設置の PR をしていきたいと考えている。目標の基数は特に設けていないが、18 年度並みの 31 基程度を普及していければと考えている。
- 蜂矢主査
千葉室長
② 不納欠損の予算額については、過去の実績で予算組みをしている。
- ② 不納欠損についての考え方だが、収納については企業団のほうに委託しているところである。企業団では職員ほか嘱託職員を抱え、毎月お支払いいただけるように訪問して随時回収しているところである。
- 三 上
過去の実績とのことだが、平成 22 年度に少しでも減らそうという前向きな姿勢が見えない。その点についてはいかがか。
- 蜂矢主査
予算組みということで過去の実績等を見て推計した。努力という形から見ればなかなか厳しい数字かもしれない。
- 委員 長
副委員長
他に質疑はあるか。
- ① 以前平準化債については、平成 25 年ぐらいまでにその活用はおさまらうということだった。そうした点で今回の数字は、順調に進んでいるのかと思うが、見通しと現状についての予算年度における考え方を伺う。
- ② P385、業務の予定量で伺う。8 年後あたりから管渠の切りかえが入ってくるとのことだったが、現状の維持管理が重要になってくると思う。P406 では 81.1% という数字が出ているが、維持管理費の考え方として特に減らしたというのではなく、現状に合わせて減っていったということだと思うが、考え方を伺う。以前に伺ったとき、管渠などの調査は随時行っており、その中で 10 年は大丈夫だろうという話があった。差し引きすると 8 年後までは大丈夫となるが、現在の考え方を伺う。またいつごろから準備が入ってくるのかについても伺う。
- ③ P385、個別排水処理施設事業について伺う。8 基を予定しているとのことだったが、以前は平成 22 年度について見直すと言っていたと思うが、考え方が変わったのであれば示していただきたい。
- ④ ディスポーザーは店を通して PR し、31 基程度を目標にしているとのことだったが、従前からの考え方では、ディスポーザーは積極的に普及はしないかわりに料金をもらうということだったと思う。ディスポーザーが始まってから管渠などに目に見えてダメージなどがあつたのかどうか伺う。日ごろの調査も含めてどのようにとらえているのか伺う。
- 蜂矢主査
① 平成 22 年は 3 億 6,000 万円ということで、それ以降、3 億 9,000 万円、3 億 4,000 万円、2 億 4,000 万円と、28 年ぐらいになれば平準化債を借りずに何とか収支が整うのではと推計している。国からの交付税が今までと変わらずに来た場合にはこういった形でいけるのではと推計している。
- 尾崎副主幹
② 管渠の更新の関係だが、先ほど 50 年ということで 2018 年と言ったが、あ

くまでも耐用年数が50年の場合で、今後長寿命化計画を策定していく段階において管渠の調査が入ってくる。恐らく6年後ぐらいになると思うが、そのときに調査をして老朽度を判定し、60年、70年ともつ管渠もあるし、早急に更新しなければならない管渠も出てくるので、すべての管渠を8年後に更新するわけではないということを補足させていただく。維持管理については、テレビカメラ調査を毎年行っており、部分的に損傷が大きい管渠がたまにあるが、内面補修工事ということで特に国道、道道、幹線道路の下部については、緊急性があるということで内部から部分的な補修を行っている。

③ 平成22年度で今の計画が終わり、23年度以降については生活排水処理基本計画となるが、これは一般廃棄物の処理計画の中の一部で、下水道のほうで計画を策定することはできない。下水道としてこの部分をどうしたいかというのは申し上げる立場にないが、一般会計の委託費で上げているので、その中でごみ処理計画とあわせてし尿処理計画、排水処理計画をどうするかということで22年度中に計画を立てると聞いている。

④ 確かに以前下水道としては法律を整備したということで、積極的に普及しないと答弁した。指定店の仕事量も落ちてきているので、ディスポーザーの設置によって仕事量を少しでもふやせればとは考えている。管渠に与える影響については、テレビカメラ調査等で管渠の調査をしているが、今のところディスポーザーが原因による管の破損や腐食は認められていないし、管渠清掃においても堆積物の増加は認められていない。奈井江浄化センターのデータもいただいているが、流入BODについても17年以前と数値は大きく変わっていないので、今のところ管渠処理上は影響ないと考えている。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) 質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし)

以上で議案第7号の質疑を終結する。この後の日程は、公営住宅事業特別会計だが、所管入れかえのため若干休憩する。再開は11時とする。

休 憩 10:53

再 開 11:01

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。

議案第4号 平成22年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

委員長

説明を求める。建設部長。

大平部長

(議案第4号について説明する。)

三谷課長

(議案第4号の詳細について説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

渡 辺

① P261、住宅使用料の現年度分の99%は評価できるが、逆にこの滞納繰越分の11%は毎年同じぐらいである。これを上げるような工夫、努力をどのようにしているのか伺う。

② 平成21年度の法的手段をとった実績を伺う。

③ P267、市営住宅管理費で管理人報償が160万円程度あるが、この人数等について伺う。

④ 補修用原材料費をもっと多くして補修に努力したほうがいいと思うが、これは何件分なのか伺う。

⑤ P271、公営住宅建設費の説明欄について口頭で行われたが、印刷できないのか伺う。短期、中期の順序等についても、この欄でなくていいのでペーパーで示してほしいかがか。

- 三谷課長 ① 平成16年以降、収納率の向上を目指して現年度分を第一に考えており、現年度分の収納率を上げれば、次年度以降になるが滞納分が落ちてくるという方針のもとでやっている。
- ② 平成21年度においては1件調停をかけている。これまで多いときでは16年度に9件というのがあったが、20年度は6件、22年度の予算としては、調停以降の訴訟までの関係で5件を予定している。
- ③ 管理人について、一般住宅に関しては29人に管理を委託しており、報酬として年間129万3,120円を計上している。管理人報償については、管理の戸数等によって金額が変わってくる。集会室は9施設で9人に管理を委託しており、年間報酬は32万4,000円、月額3,000円である。
- ④ 補修費については、直営で行う分の原材料費を計上している。住宅の修繕に必要な釘や木材などである。件数にすると約500件を自前で行っており、これを業者に発注したとすると、正確ではないが1,200万円ぐらいの工事費になると思う。
- ⑤ 説明欄の記載については、次年度より検討したい。
- 委員 長 他に質疑はあるか。
- 関 藤 ① P260、今回大きな事業で建てかえ事業や改善事業が行われているが、こういった事業が行われた後、入居者に対する賃料の値上げなどが段階的に行われると思う。今年度は値上げが行われるのか伺う。
- ② P263、公営住宅敷金払戻分とあるが、今年度は何件分ぐらいがあつて1件につき幾らぐらいになるのか。民間ではほとんど考えられないが、敷金は満額返済になるのか伺う。
- 三谷課長 ① ことし完成する栄町団地及び改修事業等を行う棟についてだが、基本的に栄町団地等の入居者の家賃は収入等によって決まってくる。新規入居者の収入に基づく計算式で決まる。一部建てかえ事業等の関係で泉町団地等から住みかえをする方もいるが、その方たちについては旧家賃からのスライド式で6年目に正規の家賃となる。改善等については家賃の変更はない。
- 万年主任主事 ② 平成21年度の敷金の払い戻し件数については106件、325万5,000円が2月末現在の数字である。基本的には満額返済するが、故意に破損した場所があれば弁償金としていただいている。
- 委員 長 他に質疑はあるか。
- 三 上 ① 平成22年度の政策空き家の予定数を伺う。
- ② P267、修繕にかかわる部分で屋根の塗装が1団地36戸と言われたが、どの団地を指すのか伺う。
- 三谷課長 ① 本年度の政策空き家の予定としては、旧年度より行っている泉町団地、東町団地、緑町団地で、泉町団地は現在建てかえを行っており、東町団地、緑町団地は、次年度以降の建てかえを予定してあけており、全体で45戸となっている。
- ② 屋根の塗装については、緑町団地の36戸を予定している。屋根の塗装は、全団地で平成9年から行ってきており、屋根の塗装と張りかえを同時に行ってきた。2年前から2周り目となっている。
- 三 上 老人福祉住宅が廃止されることで3団地に常駐していたヘルパーさんが新年度からはいなくなり、除雪のサービスもなくなる。3団地を含めて高齢者の方、市営住宅に入っている方にとって、屋根からの落雪は福祉除雪の対象外である。

- 屋根の塗装をしっかりとしておくとも一度に落ちることもなくなるので、もう一度点検して落ちそうになれば塗装していただきたいがいかがか。
- 三谷課長 屋根の塗装は1周り目を終え、2周り目は特に要望があるところを中心に行ってきた。緑町団地は古い団地なので状態が悪いところもあった。3団地については、入居者の希望等も聞きながら、特に要望があれば一般修繕のほうで対応したい。
- 委員長 他に質疑はあるか。
山口 ① P261、平成22年度に5件の訴訟を予定しているとのことだが、家賃を未納になってから訴訟に至るまでのルールのようなものがあれば示していただきたい。
② P267、公営住宅の軽整備を民間業者に請け負わせている部分について、ことしは水道メーター、ガスの配管の交換ということだが、設備だけでなく、ガス、水道、衛生設備などいろいろあると思うので、業種を説明していただきたい。また、全体で契約している市内業者数を伺う。
- 林 主 査 ① まず呼び出し状を送り、反応がない場合は最終催告、それにも反応がない場合は明け渡しの通知となっており、それにも反応がない方を対象としている。
- 三谷課長 ① 補足させていただく。条例上、家賃を3カ月滞納すると明け渡し請求の対象となる。現在は、3カ月を待たずに2カ月ぐらいから滞納者に対して交渉している。
② 中規模修繕の関係だが、水道メーターの取りかえは設備業者に発注、屋根の塗装工事は市内の塗装業の方、ガス管はガス設備の工事会社、エレベーターはメーカーに発注する。修繕関係の市内の業者数については毎年変わることもあり、正確には押さえていない。ただ、緊急の場合もすぐに対応してくれるような業者としては10社ほど採用している。
- 委員長 他に質疑はあるか。
副委員長 ① P261、現在の収入における入居の状況について示していただきたい。また、予算年度において超過者をどう見積もっているのか伺う。あき待ちの状況についても伺う。
② P271、今年度建設する団地として泉町団地、駅前団地さかえなどが出されているが、その中で高齢者向け住宅の考え方を伺う。駅前団地さかえでは、20戸のうち10戸を高齢者向け住宅にするという考えが市長の方針の中でも出されているが、今後の考え方として、ストック活用計画やマスタープランなどでどういう感じで進めていくのか示していただきたい。
③ P275、公営住宅敷金基金積立金は、基本的には安定しているように見えるが、考え方を伺う。
④ 公営住宅にかかわって、国の動向が非常に重要になるということだった。以前にも家賃の関係で大きく変わったということがあるが、その点で新政権にかかわって現在の動向をどう見るのか、情報などをとらえているのか伺う。1つには、昨年の規制改革会議で出された定期借家契約制度があると思う。家賃云々ではなく、厳密に収入的に低い人しか入れなくなり、中程度の方は入るのが難しくなるという一面もあるかと思うが、そうした政府が進めている考え方をどのようにとらえているのか伺う。
- 三谷課長 ① 市営住宅においては、4月と10月の年2回、あき待ち登録を行っている。平成21年度においては登録者数402件、その中でキャンセルが75件、21年2

月末現在で退去者数が105件となっている。単純に登録者数を退去者数で割ると4倍ぐらいの倍率になるが、キャンセルを入れると1.7倍ぐらいになる。退去者数に対して1.7倍ぐらいの人が待っているということになる。

② 公営住宅においても年々高齢化率が高くなってきている。65歳以上の世帯主は40数%を超えており、これらをかんがみて、これからの公営住宅は高齢者が半分程度入れるようにしたいと考えている。住宅自体の機能面では、バリアフリー、ユニバーサルデザインなどを考慮して、高齢者、障がい者、すべての人が使いやすいような住宅にする。型式についても単身世帯がふえてきているので、現在は3Lまで考え、1L、2L、3Lの考え方は1:2:1だが、2Lまで高齢者、単身者が入れるようにしていきたいと思っている。

③ 先日の補正予算の関係で敷金の返済について議決いただいたところだが、平成8年に家賃に関する法改正があり、それ以降家賃が減って一般会計等から繰入をしてきた。あわせて経営上、敷金からも特会に繰入をしてきたところである。最初はそういうスタートだったが、家賃が応能応益制度にかわったことにより公営住宅の空き家がなくなってきた。家賃の収納率が上がってきたこと、市としても収納率向上の努力をしてきたところだが、そういうこともあって特会の経営が安定してきたので、敷金の返済分を計画的に返還してきたところである。23年度までに全部返還しようということをやってきたが、20年度に大きな繰越金が出たので、それを基金の返還に充てて、補正予算において全部基金を返還したところである。今後、公営住宅の経営については、5年ぐらいは安定的な経営を行っていきける見通しで、その後どんな状態になるかわからないが、敷金基金のほうに余剰部分を積んでおいて、いざというときにはそこから繰入をしたいと思っている。

④ 国の政策の動向についてだが、このたび政権が変わったことにより、今後の公営住宅の法改正等が考えられる。1点は、家賃収入の限度の改正である。現在公営住宅に入れる人は、全体収入部位の25%以下だが、これを50%まで上げたいということがある。もう一点は、公営住宅の整備基準についてである。今公営住宅を建設するに当たっては、公営住宅法の整備基準に基づいて行っているが、今後はそういう整備基準を地方自治体で整備することが可能になる。もう一点は、今公営住宅の同居条件は親族ということで限られているが、法改正に伴って親族でなくても同居していいことになる。この改正については、平成23年4月1日に施行になり、それ以降1年間は自治体の猶予があると聞いている。当市としては、北海道及び他自治体の動向を見ながら24年4月1日を目指して法改正を検討したいと思っている。

林 主 査

住宅使用料の調停についてだが、現年度分については1,818戸分を積算し、収納率を99%と仮定して計上した。滞納繰越分については、収納率を99%と仮定して、残り1%を平成21年度滞納繰越分ということで計算して現在の滞納繰越分と合算し、過去の状況等を踏まえて11%とさせていただいたところである。

副委員長

① 質問の仕方が悪かった。先ほど課長から話があった家賃収入限度について、25%ということ踏まえての質疑だった。収入を基準として入居している現在の状況を説明願う。

② 高齢者向け住宅の考え方で、2Lまで広げていくということだったが、この考えは、高齢者が半分程度入れるようにするというのとは別の話だと思うので、もう少し詳しく説明願う。

③ 特会の運営が5年ぐらいは安定するだろうということで、歓迎すべきことだと思うが、現在ルール分以外での繰入等が行われているのか伺う。

④ 国の動向についてだが、入居していない、これから入居したいと思う人にとっては、あき待ち状況から改善される、もしくは入居条件が緩和されるということで非常に喜ばしいことだと思うが、一方で滝川市としての影響はかなり大きいと思う。平成24年4月1日を目指すとのことだったが、こうした影響についてどのようにとらえているのか伺う。

万年主任主事

① 昨年度の法改正によって今まで20万円までは入居できる基準だったが、15万8,000円以下に変わった。これによる影響はほとんどない。というのも、一番収入の低い人、ほとんど年金暮らしの方ばかりが入居しているのが現状だからである。何%かまでは押さえていない。

三谷課長

② 現在老人向け世帯住宅ということで特定している住宅が何件かあるが、これらを今後においても老人世帯だけが入れることで特定していきたい。

④ 国の動向についてだが、各自治体で条例を設置して国が認めるということで、国の方針どおりにいくと入居者の収入基準においてもふえることが予想され、かなり大きな影響があると思うので、その辺をよく勉強しながら、収入の少ない方が入れるという基本的なことに重点を置いて検討していきたい。同居親族に対しても、だれでも同居できるようになると管理上の問題も考えられるので、その辺もよく勉強していきたい。

委員 長
山 腰

他に質疑はあるか。

① 公共事業の中には建築もあれば土木もあるが、滝川の業者は滝川市発注の工事は安いと言っている。私は、道単価に合わせてやっているのではないかとやっているが、実態として積算単価がどのレベルなのか伺う。

② コストダウンするために手抜きや欠陥工事が行われたりといったことで、全国ではマスコミがそういった報道をしている。病院のような大きなものは別として、これから公営住宅などの発注については、設計会社は設計だけで済まない契約、設計監理も含んだ契約もあると思う。発注者は、現場に行っどこまで目を届かせるのか伺う。

三谷課長

① 何十年前前は、滝川市の積算単価が安いということで問題になったが、それ以降、基本的に道単価を基本として同じ経費率等で積算を行っている。

② 病院のような大きな工事は、設計監理を設計事務所に委託しているが、一般の工事は自前で工事監理している。自前の分は、現場監督員という指名を受けて工程ごとの監理をすべて行っている。設計事務所に監理委託する場合は、現場監督員の仕事と委託した設計事務所の監理の仕事は別になっている。発注者側としては、委託した設計事務所の監理を管理するというのが、現場監督員の仕事と認識している。

山 腰

発注者側の現場監督員をするにはそれなりと知識と資格がいると思う。例えば1年たって雨漏りした場合、原因を調査して、建設が悪い、資材のランクを下げたせいなどの結果が出ると思うが、現場監督員をつけているのだから発注者にも責任があると思う。そういうことが実際にあるわけで、大体は工事業者が悪いから直しなさいということになる。ただ安い、高いということだけで発注者も受注者もいい物を完成させようという意識が足りないと思うがいかがか。

三谷課長

工事完成後のクレームについては、工事の仕様どおりに現場でやって設計上の問題でそういうことが起きれば発注者の責任だと思う。ただし、現場監督員は、

委員長

すべての工事を見れるわけではない。設計に問題がある場合は発注者側、それ以外の施工上のミスなどで事故が起きる場合は業者側だと思う。工事価格に関係なくいい物をつくるということで、現場にも指示してお互いにやっている。他に質疑はあるか。(なし) 質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし) 以上で議案第4号の質疑を終結する。以上で本日の日程はすべて終了した。明日は、午前10時から会議を開く。本日はこれにて散会する。

散 会 12:04